

# 福岡県福祉のまちづくり条例

(平成 10 年 3 月 30 日制定 平成 10 年福岡県条例第 4 号)

(平成 19 年 2 月 28 日改正 平成 19 年福岡県条例第 13 号)

## 目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 福祉のまちづくりに関する施策

第 1 節 県の施策の基本方針等 (第 7 条—第 11 条)

第 2 節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画 (第 12 条)

第 3 節 表彰 (第 13 条)

第 3 章 まちづくり施設等の整備

第 1 節 まちづくり施設の整備基準への適合等 (第 14 条—第 16 条)

第 2 節 特定まちづくり施設の整備 (第 17 条—第 23 条)

第 3 節 適合証の交付等 (第 24 条・第 25 条)

第 4 節 公共輸送車両等の整備 (第 26 条)

第 4 章 雑則 (第 27 条—第 29 条)

附則

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等 まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

### (県の役割)

第 3 条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。  
2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### (市町村の役割)

第 4 条 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するも

のとする。

- 2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前2条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

- 3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

- 2 県民は、高齢者、障害者等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

### 第1節 県の施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての県民が高齢者、障害者等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。
- 二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

(啓発活動の推進等)

第8条 県は、福祉のまちづくりに関し、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

- 2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(調査及び研究)

第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

(市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

第12条 市町村は、第4条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施する

別表第4 (第4条関係) 建築物(整備基準) 抜粋

<p>4 昇降機</p>	<p>昇降機は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積が2,000平方メートル以上(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場にあっては、階が5以上のものに限る。)のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 前号に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。ただし、学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場並びに自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、ホ、チ及びヌの規定は、適用しない。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの幅は、内法で140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場において、かごの正面の壁面に鏡を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>ハ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ニ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヘ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(トの装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>リ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>三 第1号又は第2号の措置がとられたエレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>便所は、次に定めるところによること。</p> <p>一 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ 福祉型便房が設けられていること。</p> <p>ロ 福祉型便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>



## 2. 基準の解説等

### 2.1 標準寸法と適用等

移動や利用の安全性や快適性を確保する目的から多様な項目について基準を定めています。

なかでも、安全性や快適性以前に、移動や利用の可能性を決定してしまうことの多い空間の大きさに関わるものについては、幅や高さ・奥行き・段差・勾配など、多岐にわたり、まちづくり施設全般に対して定められているところです。

それらの寸法については、基本的に、車いす使用者が支障なく移動したり利用したりできることを目的としました。これは、動作のための必要空間について最も高い要求を持つ車いす使用者に配慮して整備することが、ひいては、高齢者、障害者等をはじめ、すべての人に対しても使いやすいものとなることが多いと考えられるためです。

各種の通路、出入口、廊下等で規定する【幅】については、次のように、JIS規格やバリアフリー法での寸法を標準として検討し、整備基準や望ましい基準に適用しています。

#### ※「65cm」／車いす使用者の幅

JIS規格で大型手動車いすの幅を63cmとしていることや、車いすに人が座った場合の幅（人間工学的寸法）が65cmとされることなどから、車いす使用者の幅65cmをモデルとしました。

#### ① 80cm／車いすで通過できる最低幅

バリアフリー法では車いす使用者が通過できる最低限の幅を80cmとしていることから、車いす使用者の幅65cmから15cmの余裕幅をもった80cmを、出入口等の幅の最低水準として採用しました。

#### ② 85cm／客席スペースの最低幅

車いす使用者の幅65cmから両側10cmの余裕幅をもった85cmを、観覧席等の客席スペースの幅として採用しました。

#### ③ 90cm／車いすで通過しやすい幅

手動車いすを操作するためには車輪の外側に取り付けられたハンドリムを手で回転させなければならないため、肘が壁にぶつからないためのスペースや、多少の振れ幅を考慮して、車いす使用者の幅65cmから25cmの余裕幅をもった90cmを、廊下等の幅の最低水準として採用しました。

#### ④ 120cm／車いすで通行しやすい幅

車いす使用者が通行する際、横向きの人とのすれ違いに必要な余裕幅を55cmとして、また、松葉杖二本使用者が円滑に通過できる幅として、廊下等について多く採用しました。

#### ⑤ 140cm／車いすで方向転換できる寸法

車いす使用者が180度方向転換できる最低幅として、また車いす使用者と人（前向き）がすれ違うために最低必要な余裕幅70cmを満たす水準として、120cmの次の水準として採用しました。

#### ⑥ 150cm／車いすで転回できる寸法

車いす使用者が360度転回できる最低幅として、また車いす使用者と人がすれ違いやすい水準として、さらに松葉杖二本使用者が円滑に通行できる幅として、踊場等を中心に採用しました。

#### ⑦ 180cm／車いすで転回しやすい寸法

車いす使用者が転回しやすい、また車いす使用者同士がすれ違いやすい寸法として望ましい基準に多く採用しました。

#### ⑧ 200cm／歩道の有効幅員

平成5年の道路構造令の改正により車いす使用者と2名通行を想定して設定された幅員200cmを参考に歩道幅員の最低水準として採用しました。

